

1996年度修士学位論文要旨

日本のタックス・ヘイブン対策税制～制度の問題点の検討と今後の課題～

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 久保田 佐和

- 第一章 タックス・ヘイブン対策税制が必要とされる背景
- 第二章 日本のタックス・ヘイブン対策税制の概要
- 第三章 日本のタックス・ヘイブン対策税制の検討
- 第四章 今後の制度の課題

1969年以來の数次にわたる自由化措置により進展した経済の国際化、企業の多国籍化に伴い、内国の課税権が外国子会社の国外源泉所得に及ばないことに着目した企業は、より有利な税制の国に子会社を設立し、そこに所得を留保するという、国際的租税回避を行うようになった。子会社を設立する国にはタックス・ヘイブン（一般的に非課税又は低税率の適用）が選ばれ、そこで企業の租税戦略は、課税面での果たす役割に着目すると次の3点である。①タックス・ヘイブン子会社に投資活動を行わせ、その所得を留保させる（対象国は利子・配当等について優遇税制を持つオランダ・スイス等）、②タックス・ヘイブンにいわゆるトンネル会社を設立し、事業利益の一部を留保させる（対象国は直接税の存在しないバハマ、ケイマン、バミューダ等）、③タックス・ヘイブンに保険会社等を設立し、自社の事業経費控除を作りだすとともにその対価を当該子会社に留保させる。こうした租税回避行為に直接対抗するものとして導入された制度がタックス・ヘイブン対策税制である。このタックス・ヘイブン対策税制は、自国の課税の公平の確保、税収の確保という観点から、どの程度他国に課税権を及ぼすかに直接関わる問題であり、そして二一世紀に向け益々進展し、複雑化するであろう国際化の中で、より重要な意味をもつものと考えられる。

日本のタックス・ヘイブン対策税制は租税特別措置法第66条の6～9、第40条の4～6に規定されている。これは、日本の株主によって支配（株式等の50%超保有）されている軽課税国等（税率25%以下）に設立された外国子会社（特定外国子会社等）に留保された所得は、特定外国子会社等の持株割合に応じてその株主（当該特定外国子会社等の事業年度終了日に当該特定外国子会社等の株式等の5%以上を保有）の所得に合算して課税するものである。この場合、特定外国子会社等が経済的合理性がある場合は、合算対象とはならない適用除外規定が設けられている。そして、内国法人等に合算される所得は、当該特定外国子会社等の事業年度終了の翌日から2カ月を経過する日を含む当該内国法人等の各事業年度の金額に合算されることになっている。なお、この適用により生じる当該所得の国際的三重課税部分は外国税額控除の適用をうける。また、特定外国子会社等の株主は、当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算表その他大蔵省令で定める書類を確定申告書に添付しなければならない。また当該特定外国子会社等が適用除外の対象になる場合には、それを明らかにする書類その他の資料を確定申告書に添付し、保存しなければならない。

タックス・ヘイブン対策税制は、日本の法人税制の中で、タックス・ヘイブン所得を経常的に

課税すべき部分とそうでない部分に峻別し、できる限り適正な課税によって法人間の公平、国庫の正当な課税権の行使、投資資金の効率的配分の実現を図るものでなくてはならない。しかし、課税の要件を明確化し、執行面でも安定性・簡便性を確保することをかなり重視して導入された日本の制度は、現在の複雑な租税回避に対処するにあたり様々な問題と直面している。

第1の問題は、租税回避を①軽課税国等（税率25%以下）に存在する②法人により判断することにある。「軽課税国等」は執行の簡便性・安定性から、1992年までは大蔵大臣による指定方式を採用していたが、指定漏れが後を絶たず、課税上の不公平が生じ廃止され、以後軽課税国等は日本の実効税率の50%以下の国・地域が対象とされている。日本では、軽課税国等に該当しなければ制度の対象とならず、その判定基準が重要であるが、高税率国の優遇税制等を利用した現在の租税回避に対処するには、軽課税国等の判定基準が日本の実効税率の50%以下では低すぎる（イギリスでは実効税率の75%、フランスでは実効税率の66.7%、合衆国では連邦税の最高税率の90%弱）。さらに、軽課税国等の指定方式廃止にともない、軽課税国等の税率計算の複雑化、毎期の税負担割合計算の必要により、この点に関しては執行の安定性・簡便性と対立する面を持つことになった。また、「法人」については、主たる事業により業者業種を判定されており、これは極めて雑把な把握につながる（後述参照）

第2の問題は、正常な海外投資活動を阻害しないための適用除外規定（①実態基準、②管理支配基準、③非関連者基準又は所在地基準）を法人により判断することにある。適用除外要件は本来、互いに影響を受けながら真正な事業活動を総合的に判断することが要求されているが、適用除外要件を法人により判定し、現在の複雑な租税回避形態に対処しているので、適用除外要件はそれぞれ個別に判断され（東京地裁判旨から分析）、課税の繰り延べが許容されるものまで否定することにつながっている反面、どちらかといえば形式的な判断テストであるので、多国籍企業においては機械的に回避しうるおそれがある。

第3の問題は、特定外国子会社等のすべての所得を株主に合算課税することにある。特定外国子会社等の所得は、その源泉（種類）に関係なく内国株主に合算される。その結果、適用除外特定外国子会社等がその地での課税面の優遇措置に着目し、副次的事業としてパッシブ所得（利息、キャピタルゲイン等）を稼得しても、当該所得は本来の性質からは合算課税が行われるべきであるにもかかわらず、合算課税は行われず、一方、適用除外要件を満たせない特定外国子会社等の所得は、本来の事業活動から生じた所得であっても合算課税の対象となる。

第4の問題は、株主に合算課税される特定外国子会社等の所得は、事業年度終了日における持株割合によることにある。年度末の特定外国子会社等の株式等の持株により納税義務者を判断することは、租税の公平を害することになる。つまり、同じ期間株式を保有しているにも関わらず年度末に保有している場合のみ課税対象となるし、また、事業年度末に株式を売却し、その後には再取得することにより、この課税を回避することも可能となる（合衆国では、当該外国法人が連続して30日以上被支配外国法人に該当している日に株主であるものが適用対象者となり、株式の保有期間割合により合算課税される）。

日本の制度は執行の簡便性を重視することにより、他国と比較すると画一的に租税回避が防止され、極めて緩やかで寛大になっている。またこの制度から生じる税収が税務行政上の負担に比べ小さいことが指摘されている。それらの裏には合算対象である所得が正確に把握されていない

という事実があり、そのため、特定外国子会社等のテインティット（汚い、悪な）活動に対して的確にその所得を把握し、直観的に課税の繰り延べを許容することができない特定所得のみを取り出して合算課税する必要がある。それは、所得の源泉を把握しなければならず、課税庁あるいは納税者の負担が重くなる、法規性を複雑化するといわれている。しかし、コンピューターの普及により事務処理の負担も幾分軽く、確定申告時に特定外国子会社等の貸借対照表、損益計算書等の添付により、所得源泉についても明らかにされていなければならず、また制度の改正により、日本の法規制も複雑化しつつあることを考えるとどのくらいのものかは疑わしい。

さらに、このような合算課税を確実に行うためには、タックス・ヘイブンでの企業活動についての情報入手が必要である。これについては基本的には納税義務者の納税協力に期待するしかなく、現行法においても各種資料の提出義務はあるものの、その範囲も狭く、罰則規定もない。このことについても検討する余地があろう。

主たる参考文献

- (1) 今西芳治「企業活動の国際化と法人税」中央経済社 1994
- (2) 犬飼貴博「タックス・ヘイブン活用の実際」日本実業出版社 1990
- (3) 大崎満「国際的租税回避—その対抗策を中心として—」大蔵省印刷局 1992
- (4) 小沢進・矢内一好「国際税務要覧」財務詳報社 1991
- (5) 川田剛「国際課税の基礎知識（三訂版）」税務経理協会 1992
- (6) 貝塚啓明他「グローバル化と財政」有斐閣 1990
- (7) 小松芳明「国際租税法講義」税務経理協会 1995
- (8) 清水敬次「租税回避の研究」ミネルヴァ書房 1995
- (9) 白須信弘「国際租税戦略；海外進出のポートフォリオ」日本経済新聞社 1988
- (10) 総合研究開発機構「タックス・ヘイブンの実態～中南米6カ国の現地調査報告」1990
- (11) 田代有嗣・古牟田勲「海外子会社の法律と税務」商事法務研究会 1989
- (12) 高橋元監修「タックス・ヘイブン対策税制の解説」清文社 1979
- (13) 中里実「国際租税法上の諸問題～課税権の配分と国際的租税回避～」有斐閣 1994
- (14) 中村雅秀「多国籍企業と国際税制」東洋経済新報社 1995
- (15) 水野忠恒他「国際課税の理論と課題（第4巻）」
- (16) 村井正編「国際租税法の研究～国際的租税回避の理論と政策～」法研出版 1990
- (17) 青柳達郎「タックス・ヘイブン課税の適用除外要件である「管理支配基準」を充足していないとされた事例」税系通信46巻6号
- (18) 石弘光「タックス・ヘイブンの理論と実態」日税研論集 Vol.18 1992
- (19) 占部裕典「タックス・ヘイブン対策税制の現状と課題」ジュリスト1995.9.15
- (20) 小田嶋清治「平成四年度における国際課税関係の改正の概要」商事法務1992 No.1291
- (21) 川端康之「国際課税と南北問題序説(1)—1988年国連報告書を中心に—」関西大学商学論集第36巻第6号 1992.2
- (22) 川端康之「国際課税と南北問題序説(2)—1988年国連報告書を中心に—」関西大学商学論集第37巻第1号 1992.4
- (23) 国際税務研究グループ「これからのタックス・ヘイブン税制」国際税務 Vol.16 No.12
- (24) 国際課税事例研究会「タックス・ヘイブン税制における二重課税排除について」
- (25) 小松芳明「タックス・ヘイブン税制の再吟味」国際税務 Vol.10 No.10
- (26) 小松芳明「租税回避行為と国際課税問題—OECD報告書を中心に—」日税研論集 Vol.14 1990

- (27) 佐藤正勝「国際的租税回避行為等の類型及び対応策—米国のタックス・ヘイブン税制との比較を中心として—」税務大学校論 1992
- (28) 「タックス・ヘイブンの調査協力で同意」国際税務 Vol. 16 No. 10
- (29) 「タックス・ヘイブン対策税制」Vol. 15 No. 9
- (30) 谷口勢津男「国際的租税回避の分野における課税権の限界—ドイツのタックス・ヘイブン対策税制と租税条約の競合を素材にして」総合税制研究 No. 2 1993
- (31) 富岡幸雄「タックス・ヘイブン税制の改革課題—目に余る企業の世界的スケールによる租税回避の放置—」商学論叢（中央大学）第32巻第1・2号（1990・7）
- (32) 富岡幸雄「タックス・ヘイブン濫用の企業行動の実態—欠陥税制を活用する国を越える大企業の歪んだ経営戦略—」商学論叢（中央大学）第32巻5・6号（1991・3）
- (33) 富岡幸雄「タックス・ヘイブン税制の緊急改革提案—主要国の制度の特徴と日本税制の規制強化の必要性—」商学論叢（中央大学）第33巻第2・3号（1992・2）
- (34) 富岡幸雄「日本企業の国際化の進展と税源の海外流出現象—国際課税における「企業」と「国家」の剝離と相克—」商学論叢（中央大学）第28巻第5・6号（1987・3）
- (35) 中里実「Tax Haven の利用形態—研究ノート」租税研究1990・1
- (36) 中里実「タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件」租税判例研究 1992 No. 997
- (37) 西野万里「企業の国際的租税回避と租税政策—タックス・ヘイブン対策税制と移転価格税制を中心にして—」明治大学商学論叢 1994・3
- (38) 増田英敏「企業の国際化と国際的租税回避—Tax Haven による租税回避とアメリカ合衆国における法的規制を中心に—」拓殖大学経営経理研究44 1990.3
- (39) 小松芳明「タックス・ヘイブン立法と法人税法11条」国際税務 Vol. 3 No. 9
- (40) 宮武敏夫「国際租税分野における平成4年度の改正」国際税務 Vol. 12 No. 3
- (41) U・S タックス研究会「サブパートF所得への算入について、どのような特例が設けられているか」国際商事法務 Vol. 20, No. 6 (1992)
- (42) U・S タックス研究会「サブパートF条項により合算対象となる所得は、具体的にどのような内容で構成されているか」国際商事法務 Vol. 20, No. 5 (1992)
- (43) U・S タックス研究会「サブパートF条項による課税とは、どのような仕組みをいうのか」国際商事法務 Vol. 20, No. 4 (1992)
- (44) U・S タックス研究会「米国のタックス・ヘイブン対策税制は、どのような仕組みと特色を有しているのか」国際商事法務 Vol. 20, No. 3 (1992)
- (45) 吉牟田勲「タックス・ヘイブン対策税制（上）—6カ国税制の比較と我国税制の内容と問題点—」会計ジャーナル 1990・7
- (46) 国税庁の統計資料—国際税務 Vol. 2—Vol. 16
- (47) Brian J. Arnold, The Taxation of Controlled Foreign Corporations ; An International Comparison 1986 ; Canadian Tax Foundation, Association Canadienne Etudens Fiscals
- (48) Caroline Daggart, Tax Havens and their uses 1987
- (49) Gary Clyde Hufbauer, U. S taxation of international income 1992 ; Washington, DC ; Institute for International Economics
- (50) IFA, Taxation of Domestic Shareholders on Undistributed Income of Foreign Corporate Affiliates ; Objectives, Techniques (Congress 1986) 1987
- (51) Magnin. E. and E. Rautalahti, Tax Haven and Foreign Tax Credit Rules ; 1992 Amendments and Their Impact on Dutch Holding Companies 1993
- (52) Marshall J. Langer, Tax Havens of the World, 24 Bulletin (international Bureau of Fiscal Documentation)
- (53) M. Grundy, Grundy's Tax Havens ; a World Survey (4th ed, 1987) ; London Sweet & Maxwell

1987

- (54) Matten J. Ellis, Some Reasons for the Use of Tax Havens and the Legal Schemes Adlputed for Their Use, in IFA, Recourse to Tax Havens -Use and Abouse (1981); International Trade
- (55) OECD, International Tax Adovance and Evasion (No. 1) 1987
- (56) Richard A. Gordon, Tax Havens and Their Use by United States Taxpayers-An Overview, 1981; Publication 1150
- (57) TAXATION OF DOMESTIC SHAREHOLDERS ON UNDISTRIBUTED INCOME OF FOREIGN CORPORATE AFFILIATES ; OBJECTIVE, TECHNIQUES AND CONSEQUENCES, Proceedings of a Seminar held in 1986 during the 40th Congress of the International Fiscal Association

現行事業税の問題点と外形標準課税化の必要性

——地方消費税との異質性に関する考察——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 高 島 利 明

- 第一章 地方分権と地方税改革
- 第二章 事業税外形標準課税について
- 第三章 地方消費税議論の整理
- 第四章 事業税外形標準課税と地方消費税との異質性

本稿は、21世紀に向けた地方分権・地方自治の強化の1方策としての地方税源の強化に資する税制改革の主要論点の一つとして、現行都道府県税収において住民税とならぶ基幹税である事業税の問題点を検討し、その外形標準課税への改革の必要性を論証しようとするものである。

地方税は、地方収入の約34%を占めているため、地方政府において重要な財源とされている。その中でも事業税収額は4兆4944億円（法人：4兆2029億円 個人2915億円）であり、都道府県税収（13兆6079億円）の33%を占めている（平成6年度）ことから、事業税は都道府県税収の基幹として重要な位置にある。

現行事業税は法人及び個人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人又は個人に課するものである（地方税法72条1項）。また、課税根拠を行政サービスへの対価に求めていることから応益原則に立脚した税種である。こうした事業税の性格から、法人の行う特定事業（電気・ガス供給業、生命・損害保険業）に対しては、課税標準は収入金額によるとされ（法72条の12）、またそれらの特定事業、以外の事業についても、事業の状況に応じ、外形基準を課税標準とすることができる（法72条の19）。ただ、一般的には所得を課税標準としている（法72条の12）。税率は、適用区分に応じて標準税率が定められているが（法72条の22）、財政上特別の必要が認められる場合、各都道府県の条令によって税率を変えることができる。ただ、標準税率の1.1倍までに制限されている（法72条の22・8項）。また、事業税は道府県税であるため、2以上の道府県税にまたがって事業を行う場合、関係道府県税で課税権が競合する。このため、課税標準を一定の基準により分割し、関係道府県に配分されている（法72条の48）。

こうした制度のもとで様々な問題が生じている。第1に、応益原則に基づいた課税が行われていない点である。事業税は応益原則に基づくものとされていることから、企業が事業活動を行うにあたり、受ける行政サービスの程度に応じて税負担が求められる。しかし、現行の所得基準では、赤字法人も行政サービスを受けているはずであるが税を負担していないことや、子会社化により、子会社の所在地では税収が減少するという現象から、事業税の性格に沿った課税が行われていない。第2に、課税標準が国税法人税・所得税と同一であるため、国税の影響を受けやすい点である。これは国税の租税特別措置関係のものが地方税においても準用されるため、地方独立税としての機能が失われている。第3に、事業税は物税と観念されているが、課税標準が所得であるため人税的性格を有することとなった点である。この結果、事業税は物税であるので法人税・所得税の所得計算においてその税額が経費または損金に算入されている制度に矛盾が生じる

こととなる。

こうした制度上の問題から派生して、税収面においても問題が生じている。それは、課税標準が所得であるために、経済の変動に応じて税収額も変動してしまい不安定であり、経済力のある地域に税収が偏ってしまうのである。

事業税が抱える問題点の最大の原因は、課税標準を所得にしていることにある。これにより事業税の性格が不明確なものになっている。応益課税という事業税の性格から、行政サービスの受益の程度を表す基準が必要になるが、これを明確に測定するのは不可能である。そこで、行政サービスから受ける受益と一定の相関関係にある事業の活動規模を表すものが課税標準とされるべきである。それを的確に表すものとして所得型付加価値があげられる。この所得型付加価値を課税標準とすることにより、事業税の性格から生じる問題点も、税収面における問題点も解決される。

こうした外形標準課税問題の議論は地方消費税との関係についても議論されている。

地方消費税は、現行の消費譲与税を道府県税に組み換え、地方に一般的な消費課税を導入して不安定な都道府県の税収構造を是正しようとするものである。しかし、その導入の是非をめぐって、多段階型付加価値税を地方税として仕組んだ場合、税収の帰属地と消費地とが不一致となるため、消費税の本質に反するという意見と、消費者が購入する商品には各流通段階における各地方団体の行政サービスが寄与しているので税収の帰属地と消費地が不一致となることは合理的とする意見が対立した。導入されることとなった地方消費税は、各都道府県に納められた地方消費税額について国が徴収し、消費に関連した基準により配分されることとなった。これにより、国税消費税の性格との整合性を図るとした。

このように地方消費税は国税消費税を前提としているため、納税義務者は企業であるが、最終的に税の負担者は消費者となり、課税標準は消費型付加価値である。このことにより、事業税における外形標準課税の導入は、その負担が当該事業の製品を購入する消費者に転嫁され、最終負担は事実上、消費者に帰属する面から、また課税標準がともに付加価値としている面からも性格上共通するものであるという議論が存在する。

しかし、外形標準課税に基づいた事業税は、制度上、転嫁が予定されていないことから直接的には事業者が税負担者となり、納税義務者と税負担者とが一致する。地方消費税は、企業が制度的に認められた転嫁システムを利用することにより、直接的な税負担者は消費者となる。納税義務者である事業者は消費者の代わりに税を支払っているに過ぎず、納税義務者と税負担者とが一致していない。また、課税標準についても、設備投資を行った場合、所得型付加価値は減価償却費のみを控除するのに対し、消費型付加価値はその全額が控除される。このことは、所得型付加価値は事業の活動規模に応じて算定されていくが、消費型付加価値は取引された事実に対して算定されるものである。

よって、外形標準課税に基づいた事業税は企業の活動規模に応じて課税され、事業者が税負担者となるため直接税としての企業課税であり、地方消費税は取引規模に応じて課税され、消費者が税負担者となるため間接税としての消費課税である。よって両税は本質的には異なるものである。

事業税における外形基準の議論は、少なくとも、地方消費税との議論とは切り離して議論され

るべきである。ただ事業税の課税標準のすべてを外形基準に改めることとすれば、税負担の大幅な変動が生じるために、長年、外形標準課税問題が議論されてきたにもかかわらず現在に至っても導入されていない。しかし、この変動は外形標準課税の導入自体が必然的にもたらす結果であって、新しい課税標準の導入そのもののメリットに他ならない。この変動を欠点とみるのであれば、課税標準の変更自体が否定されるはずである。よって、事業税の根本的問題を解決できる唯一の手段である事業税の外形基準化は、もはや先送りされるべきでない。

参 考 文 献

1. 石弘光・馬場義久『税制改革の理論と現実』東洋経済新報社 1988
2. 伊多波良雄『地方財政システムと地方分権』中央経済社 1995
3. 伊東弘文「地方消費税の可能性と問題点」『エコノミスト』1994. 2
4. 伊東弘文「仕向地原則と原産地原則—地方消費税とのかかわりで」『地方税』1994. 3
5. 伊東弘文「二一世紀の地方財政」『地方財務』1996. 1
6. 内野順雄「地方消費税をめぐる」『地方税』1994. 10
7. 内山昭『大型間接税の経済学—付加価値税の批判的研究—』大月書店 1986
8. 遠藤三郎編著『現代日本地方財政論』昭和堂 1990
9. 大川政三・大森誠司・江川雅司『地域財政論—中央集権と地方分権の財政・経済分析』創成社 1994
10. 大野吉輝『地方財政の制度と理論』勁草書房 1994
11. 牛嶋正「地方分権と地方財源の拡充」『地方税』1994. 7
12. 牛嶋正「事業税の適正課税と外形課税」『税経通信』1991. 10
13. 牛嶋正「企業課税の強化と地方税」『地方税』1977. 4
14. 牛嶋正「二一世紀の地方税制」『地方財務』1996. 1
15. 牛嶋正「法人事業税グループ一括課税の方向」『税経通信』1990. 10
16. 岡本登太郎『地方財政の展開』昭和堂 1993
17. 角田秀夫「『事業税の分割基準のあり方等に関する研究会報告書について』」『地方税』1993. 8
18. カール S. シュンプ/下条進一訳『間接税で何が起るか』日本経済新聞社 1988
19. 木下和夫『税制調査会』税務経理協会 1992. 11
20. 木下和夫「事業税の課税標準について」『地方税』1977. 2
21. 坂野恵三「地方分権と今後の地方税制のあり方」『地方税』1990
22. 佐藤進『付加価値税論』税務経理協会 1973
23. 佐藤進『地方財政総論』税務経理協会 1993
24. 佐藤進「地方における企業課税「平成3年度地方財政東西合同研究会報告書」」『地方税』1991. 11
25. 志村哲也「事業税における分割基準の経緯を振り返る」『地方税』1986. 9
26. 神野直彦「地方分権と間接税」『地方税』1994. 6
27. 神野直彦「『歳入自治』回復への第一歩」『税務経理』1995. 5
28. 神野直彦『地方消費税を考える』日本経済新聞「やさしい経済学」1994. 11. 5~11. 11
29. 神野直彦「分権化における地方消費税創設の意義と予想される導入後の課題」『税』1996
30. 鈴木庸夫「地方分権推進委員会『中間報告』を読んで」『地方自治』1996. 6
31. 高橋昇三「二一世紀の地方自治」『地方財務』1996. 1
32. 滝野欣弥「地方消費税論議を振り返って」『地方自治』1995. 1
33. 滝実「地方消費税を通じて考えたこと」『地方税』1995. 1
34. 武田文男「法人事業税の分割基準の見直しについて」『地方税』1989. 4

35. 谷口恒夫「事業税における外形標準課税について」『地方税』1989.7
36. 鶴田廣巳・藤岡純一『税制改革への視点』中央経済社 1988
37. 戸谷裕之「地方税としての企業課税—事業税の歴史・政策・理論」『経済学論究第44巻』1991
38. 戸谷裕之「地方企業課税の現状と問題点」『租税研究』1994.6
39. 戸谷裕之『日本型企业課税の分析と改革』中央経済社 1994
40. 中村良広「地方消費税と応益説」『地方税』1994.5
41. 務台俊介「地方消費税の理論」『地方税』1994.2
42. 橋本徹「地方分権化における地方税体系のあり方の一式論」『地方税』1993.10
43. 橋本徹『地方税の理論と課題』税務経理協会 1995
44. 橋本徹「府県税・事業税の外形標準化（所得型付加価値税）とその影響」『租税研究』1986.3
45. 橋本徹「地方税制の改革—事業税を中心に—」『日税研論集. 28』1994.10
46. 林正寿法人『所得課税論』同文館出版株式会社 1991
47. 林正寿「事業税について」『経済と貿易（157号）』横浜市立大学経済研究所 1992
48. 林宜嗣「地方税改革と消費課税」『地方税』1994.10
49. 林宜嗣「地方税改革と事業税」『租税研究』1994.10
50. 林宜嗣「二一世紀の地方税制」『地方財務』1996.1
51. 林宜嗣『地方分権の経済学』日本評論社 1995.11
52. 藤田武夫『現代地方地方税制史（上・中・下）』日本評論社 1976
53. 藤田武夫『現代地方財政入門』日本評論社 1962
54. 舟場正富「地方税における企業課税について—昭和51年度東西合同財政研究会より」『地方税』1976.11
55. 細谷芳郎「今後における事業税のあり方等に関する研究会報告書について」『地方税』1990.7
56. 保母武彦「二一世紀の地方自治」『地方財務』1996.1
57. 丸山高満『日本地方税制史』ぎょうせい 1985
58. 丸山淑夫「地方税源のワーキング・グループ（政府税調）における地方税源問題についての検討結果」『地方税』1994.8
59. 水野忠恒『消費税の制度と理論』弘文堂 1990
60. 水野正一「地方間接税の基本問題」『地方税』1994.12
61. 水野正一「企業課税の根本的問題点」『税経通信』1994.1
62. 水野正一「間接税の性格とそのあり方」『税』1984.4
63. 宮本憲一『地方財政の国際比較（地方財政研究所叢書）』勁草書房 1986
64. 宮脇淳「新たな財政システムと地方財・税制」『地方税』1994.9
65. 矢野浩一郎「事業税における外形標準課税導入の問題」『地方税』1977.12
66. 湯浅利夫（編集代表）『地方財政の発展と新たな展開』ぎょうせい 1995.9
67. 吉岡健次/兼村高文/江川雅司『シャープ勧告の研究』時潮社 1984
68. 吉牟田勲「付加価値税と外形標準の法人事業税の問題」『租税研究』1984.1
69. 吉武啓治「今後における事業税のあり方に関する研究報告書」について—報告書の概要及び企業アンケート集計結果の分析—『地方税』1991.7
70. 和田八東・鶴川多加志・星野泉・青木宗明『現代の財政と税制』文眞堂 1994.12
71. 和田八東『地方分権化と地方税財政』日本評論社 1993
72. 和田八東・野呂昭朗『現代の地方税制』有斐閣 1992
73. 渡辺清一『入門地方財政論』有斐閣 1993
74. 自治省税務局『地方税制の現状とその運営の実態（財）地方財務協会 1958.6 1961.11 1975.3 1981.4 1992.3
75. 「地方分権をめざした地方税のあり方」に関する研究 日本租税研究協会 1995

76. 「地方分権推進委員会中間報告関係資料集」『ぎょうせい』1996.4
77. 「地方分権推進委員会中間報告関係資料集」『地方自治』別冊付録 1996.4
78. 『地方税法法規集』日本税理士連合会・中央経済社編 1996
79. 『地方財政統計年報』地方財務協会 1996年度版
80. 『地方財政白書』自治省編 1996年度版
81. 『財政金融統計年報—法人企業統計年報特集—』大蔵省 1996.8
82. 矢野浩一郎『地方税財政制度』学陽書房 1996
83. 「平成7年度の税制改正に関する答申」『税制参考資料』(社)日本租税研究協会
84. The Value — Added Tax : Lesson From Europe HENRY. J. AARON 1981
85. VAT. Experiences of some European Countries HENRY. J. AARON 1982

外国税額控除制度の変遷と問題点

——国別限度額方式への移行を検討する——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 濱本美保

本稿の内容は、第1章 外国税額控除制度の経緯と概要、第2章 昭和63年12月抜本改正に至った背景、第3章 日本における現状の外国税額控除制度の問題点、第4章 今後の制度のあり方である。

近年、経済の国際化により、国際的二重課税問題や多国籍企業や巨大企業による租税回避問題が生じている。二重課税排除の方法として、OECDモデル条約では外国所得免除方式と外国税額控除方式を規定している。資本輸出中立性を重視し、わが国では1953年に、アメリカでは1918年に外国税額控除制度が創設された。これに対し、外国所得免除方式による二重課税の排除は資本輸入の中立性の点で優れている。同一居住地国の公平性・中立性と同一源泉地国の公平性・中立性を同時に満たすことは通常不可能であるが、わが国が世界有数の資本輸出国であることから、資本輸出の中立性を重視し外国税額控除方式を採用することは妥当である。

わが国の外国税額控除制度は、昭和30年代後半以降わが国企業の海外経済活動の進行を図るという政策的要請の下で整備されたものを基本的には維持してきたものであった。わが国の制度を大別すると、(1)直接税額控除制度、(2)間接税額控除制度、(3)みなし外国税額控除制度、(4)タックス・ヘイブン対策税制の適用を受ける場合の外国税額控除制度の4つに分けられるが、これらの基本的原形は(1)の直接税額控除制度である。その概要は、①控除の対象となる外国税額は「外国法人税」であれば、その全額が控除対象とされ（法人税法69①）、②控除限度額は、全世界所得に対するわが国の算出法人税額に、全世界所得に占めるすべての外国での国外所得の割合を乗じて計算し、控除対象となる外国税のすべてをこの限度額の範囲内で控除するという、純粋な形での一括限度額方式であり（法人税法施行令142①）、③繰越制度については、控除余裕額及び控除限度超過額の双方について、それぞれ5年間の繰越が認められており（法人税法69②③）、企業に相当有利な制度となっていた。例えば、税率80%のA国の所得が100万円、税率20%のB国の所得が100万円、税率50%のわが国の所得も100万円あるとする。この場合、全世界所得に対する税は、150万円となる。一方、外国で納付されるべき税は、100万円となる。A国で課された外国税の二重課税部分は、50万円のみであり、この50万円のみが控除されればよいと思われる。しかし、自国よりも税率の低い所得を稼得することにより、A国で稼得した税率の高い所得との平均化がなされ、二重課税が生じていない30万円まで控除されてしまうこととなる。このため、①外国で課税されていない国外所得により創出される控除余裕枠を利用して、わが国の実効税率を超える高率で課された外国税まで控除されてしまうこと、②高税率で課されている外国の租税を控除できるようにするため、企業が控除枠の創出を目的とした投資行動をとる誘因となること、また、③控除限度額を計算するためには、収入及び費用を国内・国外に適正に配分し国外所得を計算する必要があるが、いわゆるソース・ルールの便宜性あるいは恣意性により、国外所得を100%と算定し、巨額な利潤をあげながらわが国に全く法人税を納めていない（あるいはきわめて少ない金額しか納めていない）大企業が出現するといった問題が生じ、資本輸出の中立性が確

保されているとは言い難いものであった。そこで、このような問題に対処するため昭和63年12月(1988年)に抜本改正が行われた。

この抜本改正の内容は、①控除限度額の計算上、国外所得から外国で非課税とされる所得の2分の1(平成4年から3分の2)を除外し、②国外所得割合が著しく高い法人については控除限度額の計算上、国外所得割合を原則として90%に制限し、③控除対象となる外国法人税額の範囲において、外国の租税のうち所得に対する負担割合が高率であるもの(50%を超える率で課される税等)についてその一部を控除対象とする外国法人税額から除外し、④控除枠の繰越期間を5年から3年に短縮する、等である。しかし、この抜本改正は、基本的に一括限度額方式を維持しつつ、彼我流用問題に対してより簡便な方法で解決しようとしたものであったため、根本的な問題の解決に至っていないと思われる。

また、抜本改正で取り上げられなかったが、控除対象となる外国法人税の範囲をめぐる問題もある。外国法人税の範囲については、法人税法第69条第1項、具体的には法人税法施行令第141条に規定されている。しかし、①所得以外の収入金額等の外形標準で課税する税まで含めた広い範囲になっていたり、②わが国においては、アメリカ税法のように所得の源泉など課税の要件について合理的な基準が要求されないこと、等の理由により、外国法人税の内容が拡大されすぎているとともに不明確な点が多いため、外国法人税の概念や範囲を拡大解釈し、乱用されている恐れが大いにある。

制度本来の趣旨を超えた税額控除を許容することは、資本輸出の中立性を阻害すると同時に、「税金の海外流出」をも誘発し、必要以上に税源の海外流出を引き起こし、国家財政の空洞化の危機を招きかねないと懸念される。

このような控除枠の彼我流用問題はそもそも限度額の計算方法として、一括限度額方式を採用しているということから生じるものである。そこで、彼我流用問題を根本的に解決するため、アメリカのバスケット方式又は、国別限度額方式への移行を図るべきであると思われる。

アメリカのバスケット方式は、所得を9バスケットに分け、バスケット中で控除限度額を算定することにより、異なったバスケット間での控除余裕額と限度超過額の彼我流用を阻止している。しかし、通常の事業所得はその他の所得類型というバスケットに入ってしまう、高税率と低税率の間の彼我流用が行われてしまうことになる。また、この方式のように細かくバスケットを設定することは非常に煩雑で手間のかかることであり、一括限度額計算の利点とされている控除限度額計算の簡便さが失われているように思われる。

これに対し、国別限度額方式は各源泉地国ごとに限度額を計算するため、彼我流用を根本的に解決することができる。しかし、この方式においても限度額計算の複雑さが企業に過重な負担をもたらすということが問題とされるが、今後の情報化社会の発展により複雑な事務処理もある程度は軽減されると思われる。また、そのようなシステムを十分に構築する余裕のない中小企業に対しては税務上の優遇措置を設けるなど、別途対応することも考えられよう。

このようなことから、今後のグローバル化時代において、外国税額控除制度本来の二重課税排除と資本輸出の中立性を確保した上で、企業の海外活動の促進とわが国における税収入とのバランスを考えると、国別限度額方式を採用することが妥当であろう。

主要参考文献

- 今西芳治「企業活動の国際化と法人税」中央経済社 1994
- 大崎満「国際的租税回避—その対抗策を中心として—」1990
- 貝塚啓明・石弘光「グローバル化と財政」有斐閣 1990
- 黒田東彦編「国際課税Ⅰ 外国税額控除制度」税務経理協会 1989
- 仲谷栄一郎・井上康一・梅辻雅春・藍原滋「外国企業との取引と税務」商事法務研究会 1996
- 中村雅秀「多国籍企業と国際税制」東洋経済新報社 1995
- 水野忠恒「国際課税の理論と課題」税務経理協会 1994
- 宮武敏夫「国際租税法」有斐閣 1993
- 村井正「租税法—理論と政策—〔改訂版〕」青林書院 1993
- 渡辺淑夫「外国税額控除制度—国際的二重課税の研究—〔四訂版〕」1982
- 占部裕典「外国税額控除制度—なぜ外国税額控除方式なのか—」租税法学会【租税法研究】第21号 1993
- 金子宏「外国税額控除制度—主要な問題点の検討—」租税法学会【租税法研究】第10号 1982
- 河原康之「国際的二重課税排除のための政策選択」国際税務 Vol.3 1981
- 川端康之「外国税額控除制度の諸問題」【21世紀を支える税制の論理 第4巻 国際課税の理論と課題】
税務経理協会 1995.7
- 小池和彰「アメリカにおける外国税額控除制度の現状と問題点」商経論集58 1990
- 小池和彰「日米における外国税控除制度」商経論集59 1990
- 小松芳明「外国税額控除制度—その今後のあり方について—」【第39回租税研究大会記録】日本租税研究会 1988.1
- 小松芳明「国際課税と国際協調—資本逃避及び産業空洞化問題との関連を考える—」【JIRI 税研】日本財務研究センター 1995.7
- 租研・事務局「米国の外国税額控除制度について」租税研究 1990.7
- 高木克己「外国税額控除—税額控除算定方式を中心に—」駒沢大学経営学部研究紀要18 1988.3
- 富岡幸雄「日本企業国際化の進展と税源の海外流出現象—国際課税における「企業」と「国家」の乖離と相剋—」商学論集28 1987.3
- 富岡幸雄「税制改革の論点（その2）—外国税額控除制度の改革課題（上）」税経通信42 1987.11
- 富岡幸雄「税制改革の論点（その3）—外国税額控除制度の改革課題（中）」税経通信42 1987.12
- 富岡幸雄「税制改革の論点（その4）—外国税額控除制度の改革課題（下）」税経通信43 1988.1
- 富岡幸雄「国際二重課税排除税制の改革課題—未だ解消されない「国に税金を払わない大企業」の存在—」商学論集31 1990.3
- 中尾武彦「我が国の外国税額控除制度の概要と現行制度の問題点—特に諸外国の制度との比較において—」国際税務 Vol.8 1988.5
- 中里実「（報告）日・米租税制度の比較—外国税額控除—」【第42回租税研究大会記録】日本租税研究会 1991.1
- 畑山紀「アメリカにおける外国税額控除制度の変遷と現行制度の特徴—控除限度額規制強化の過程と厳格な規制の現状—」商学論集36 1995.3
- 水野忠恒「外国税額控除」日税研論集33 1995.9
- 村井正「国際的二重課税の排除—外国税額控除の問題点—」租税研究 1994.5
- 矢内一好「外国税額控除の一考察」No.18 1987.7
- 矢内一好「外国税額控除における控除対象外国税額について」商学集志 1994.10
- 吉川保弘「外国税額控除制度とタックス・ハイブン対策税制をめぐる諸問題」税務大学論叢 No.17 1986.5
- 吉牟田勲「アメリカにおける外国税額控除制度の変遷と問題点」税務弘報31 1983.9
- 和田八束「法人税の改革・課税ベース等」税経通信第41巻第15号 1986

- Horst Thomas, "The Over all Vs the Per-Country Limitation on the U. S. Foreign Tax Credit", in Office of the tax Analysis, Department of the Treasury, Compendium of tax Research, 1987.
- Tax Reform Act of 1986, Public Laws, 99-514, Sec. 1201. SEPARATE APPLICATION OF SECTION 904 WITH RESPECT TO CERTAIN CATEGORIES OF INCOME.
- Internal Revenue Code 1996 Sec. 902-904
- Nobes, Christopher, "Classification and Harmonisation of Corporate Income Taxes", in Nobes, Christopher and Robert, Parker (eds.), Comparative International Accounting, ST Martin's Press, 1985, p. 366
- Peggy B. Musgrave, United States Taxation of Foreign Investment Income : Issues and Arguments, 1969.
- The President's Tax Proposals to the Congress for Fairness, Growth and Stability, May 1985, p. 386-388
- The U. S. Treasury Department, Tax Reform for Fairness, Simplicity and Economic Growth, 1984, vol. 1, p. 143
- U. S. Congress, Joint Committee on Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, May 1987, p. 854
- 「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」国税庁企画課編 1980-1994
- 「我が国企業の海外事業活動」通商産業省産業政策局国際企業課編 第10・11回 1983 第24回 1995
- 「海外事業活動基本調査 海外投資統計総覧」通商産業省産業政策局国際企業課編 第3～5回 1989 1991 1994
- 「財政金融統計月報」大蔵省 Vol.481 1992
- 「ジェトロ白書 世界と日本の海外直接投資 投資編」日本貿易振興会 1996
- 「外国税額控除・水増し申告235億円—大商社・銀行が乱用」『朝日新聞』1984年12月28日
- 「“怪” 法人税ゼロが90万社」『朝日新聞』1986年10月11日夕刊

移転価格税制の将来と事前確認制度・APA

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 山田善紀

第I章 経済のグローバル化と移転価格税制

第II章 日本の移転価格税制と不確実性の拡大

第III章 移転価格税制の将来と事前確認制度・APA

現代のような国際化時代において、移転価格税制は、多国籍企業の国際的租税回避を防止する税制として、タックス・ヘイブンを対策税制と相まって、重要な役割を果たすとともに、グローバルな経済活動により複数国にわたって生ずる所得（課税ベース）を国家間に配分する重要な役割を担っている。

日本の移転価格税制は、適正は国際課税を実現するため、昭和61年（1986）の税制改正において租税特別措置法第66条の4「国外関連者との取引にかかる課税の特例」として規定された。その制度の概要は、法人が、国外関連者との間での取引につき、当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、または当該支払対価の額が独立企業間価格を超えるときに、当該国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなし、課税所得を計算するという制度である。国外関連取引を行った場合、法人には必要な資料を税務当局に提出する等の特別の義務が課せられており、税務当局には税務調査を行うにあたり特別の権限が認められている。移転価格税制の適用をうけ税額が更正もしくは決定されると、それに伴う延滞税及び還付加算金が課せられ、地方税についても還付または加算金が課せられる。さらに二重課税が生じた場合には、納税者の申請により、租税条約に基づく相互協議が行なわれ、合意に達した場合には対応的調整を行うことになる。

移転価格税制は、移転価格の独立企業間価格からの乖離が問題となるので、いかにして独立企業間価格を算定するのが最大の問題となる。独立企業間価格とは「同一または類似の状況における非関連者との独立の取引において支払われるであろう金額」と定義される。その前提として、関係企業グループに属する企業であっても各自が独立企業として取引を行うといういわゆる独立会計の原則を仮定している。しかしこの前提は、関係グループ内で取引費用が節減されたり、規模の経済が働いたりする場合、何の機能も果たさないなど、理論的に多くの矛盾を抱えており、独立企業間価格は不確実性要因を内在している。

最近、この独立企業間価格基準に内在している不確実性要因が、顕在化してきている。そのため課税権の重複、税額確定の不確実性が増し、企業の経済活動を大きくゆがめてきている。不確実性要因が顕在化してきている主な原因の一つは、最近の経済のサービス化による無体資産の増加である。日本において、独立企業間価格は、「独立価格比準法」「再販売価格比準法」「原価基準法」という基本3方法と、それが適用できなかった場合に適用する「その他の方法」で算定されている。しかし近年、他と比較できない取引が増えてきたため、基本3方法の適用可能なケースは現実にはそれほど存在しなくなってきており、算定された独立企業間価格に客観性が乏しくなってきている。もう一つ見逃せない原因は、近年の在米日本企業の課税強化の動きである。

IRS（内国歳入庁）は、米国の財政赤字解決のための財源確保と日本企業の納税額が少ないことを理由に、移転価格税制に目を向け、「その他の方法」の多様化、移転価格の法規の強化、ペナルティーの強化をするとともに、日本企業の算定した独立企業間価格を否認してきたのである。

さらに、事後的救済手段である相互協議が行われても、決裂または部分的な合意に留まるものが出てきており、企業は、ある所得について米国に追徴課税されたうえ、日本からその分還付してもらえないため、企業に二重課税が生じるという事態が頻繁に起こっている。このように企業の救済が不完全となるのは、ただでさえ税収不足に悩む税務当局は、還付額が大きく地方税還付など影響が大きい事後の相互協議において、慎重な姿勢をとるからである。

企業が、独立企業間価格を正しく予測できない以上、独立企業間基準は、資源配分の観点からも、社会的に大きな弊害をもたらすことになる。もし、企業が独立企業間価格について正しく予測できるのであれば、投資計画や生産・消費計画を変更する必要はほとんどなく、独立企業間価格自体が不確実性を拡大することで資源配分を攪乱することはないであろう。しかし、独立企業間価格の算定の複雑化は、企業の将来の予測を困難にし、企業の抱く将来経済活動に対する不確実性を拡大させている。

政府税制調査会の法人課税小委員会の報告書（1996.11.26）では「法人課税については、我が国産業の国際競争力が維持され、企業活力が十分発揮できるよう、産業間・企業間で中立的で経済活動に対する歪みをできる限り少なくするような方向で、本格的に見直す必要がある」としている。この方針に従えば、移転価格税制についても、経済活動に対する歪みができる限り少なくするための手段を講じる必要がある。

そこで、独立企業間価格の税額確定の不確実性をできる限り少なくし、移転価格税制の円滑な運用を行うための制度として現在最も注目を集めているものとして事前確認制度・APA（advance pricing agreement）がある。日本における事前確認制度とは事前に独立企業間価格の算定方法等について税務当局に確認する制度であり、米国におけるAPAとは、内国歳入法第482条の独立企業間基準に合致しているかどうかをテストするための移転価格算定方法に関する納税者とIRSとの間の契約である。

しかし、米国のAPAと比較すると、現在の日本の事前確認制度には問題がいくつかある。それは日本の事前確認制度は、個別通達レベルで行われているので厳密な意味では法的拘束力がないことや、移転価格設定方法に関してその方法の確認を行うのみで、結果に関しての確認あるいは合意はないことなどである。そのため、日本の事前確認制度は、将来の不確実性を減少させる効果の点でも、二重課税の防止をより効果的に行うという点でも、米国のAPAに比べて弱いのである。

この原因は、日本の現行の制度は、確定決算主義をとっているもので、税額確定に関しても保守的にならざるを得なく、事前確認制度も保守的にならざるを得ないからである。つまり、事前に確認したことが法的拘束力を持つように改善するには、事業年度終了前に税額を確定させる必要があり、それは税務上は確定決算主義を放棄し、税務上の損益と財務諸表上の損益を全く切り離すことを意味する。これは、日本の現行制度の枠組みを根本的に改善することになり、かなり困難な問題である。

さらに、現在の事前確認制度を一国で確認を受けると自動的に取引相手国でも確認が保証され

るように改善する必要がある。企業の二重課税をなくすには、事後より事前の方が望ましいものであっても、事前の相互協議で決裂した場合には同一所得に二国が課税権を行使し、やはり二重課税が起きてしまうからである。

したがって、仲裁制度などをつくり相互協議を必ず成立させるような国際的な枠組みの構築や、企業が活動を行っているそれぞれの国々で最低限求められている程度の税額を納めることなど企業の社会的責任を果たすルールの作成などが必要となる。この点については今後の検討課題としたい。

主な参考文献

- 石弘光（ほか）編「シリーズ現代財政4 グローバル化と財政」有斐閣 1990
 今西芳治「企業活動の国際化と法人税」中央経済社
 大崎満「移転価格税制—日本と欧米の制度比較—」大蔵省印刷局 1988
 貝塚啓明（ほか）編「シリーズ現代財政2 税制改革の潮流」有斐閣 1990
 川田剛「国際課税の基礎知識 第3版」税務経理協会
 木村幸之亮「多国籍企業税法—移転価格の法理—」財団法人大蔵財務協会
 斉藤奏「国際会計と国際課税」税務経理協会
 社団法人 日本租税研究協会「内国歳入法第482条に関する白書（移転価格の研究）の概要」1988.12
 白須信弘「国際租税戦略：海外進出のポートフォリオ」日本新聞経済社
 総合研究開発機構編「多国籍企業の法と政策」三省堂
 竹本正幸ほか共訳「多国籍企業と価格操作 国際連合報告書 OECD 報告書」ミネルヴァ書房
 田代有嗣，吉牟田「海外子会社の法律と税務」社団法人商事法務研究会
 中村雅秀「多国籍企業と国際税制」東洋経済新報社
 中里実「国際課税と取引：課税権の配分と国際的租税回避」有斐閣
 羽床正秀「移転価格税制」財団法人大蔵財務協会 1988
 羽床正秀編「移転価格税制詳細」大蔵財務協会
 本庄資，西川信夫共著「国際取引課税の実施」大蔵財務協会
 水野忠恒「国際課税の理論と課題」税務経理協会
 宮武敏夫「国際租税法」有斐閣
 向山巖「世界経済の潮流と日本」文真堂 1991.9
 村井正編「国際租税法の研究：国際的租税回避の理論と政策」法研出版
 村田守弘「税金摩擦を回避する 移転価格戦略ケース・スタディ」中央経済社 1994
 Gary Clyde Hufbauer “U. S. Taxation of International Income : Brueprint For Reform” Washington, DC : Institute for International Economic, 1992
 “Tax Policy In The Twenty-First Century” New York : Wiley, C1988
 Department of The Treasury “International Tax Reform : An Interim Report”
 OECD “TRANSFER PRINCING AND MULTINATIONAL ENTERPRISES three taxation issues”
 OECD “transfer pricing guidelines for multinational interorisers and tax administ rations”
 赤松晃「日米移転価格課税の現状とそのリスクマネジメント—クリントン新政権下での徴税攻勢に如何に
 対処するか—」財経詳報 1993.1
 赤松晃「米国における暫定規則に基づく移転価格調査への実務対応」財経詳報 1993.4
 飯野中央「移転価格税制の変遷と合衆国経済」立命館経済学第41巻第2号
 大河原健「米国移転価格事前確認制度の現状と日系企業による成功例」税経通信 1996.8

- 「OECD 移転価格ガイドライン（1995.7.27）第一部第四章（移転価格紛争の防止及び解決のための行政的アプローチ）」国際税務 1996.3
- KPMG ピートマークウィット LLP 「移転価格税税をめぐる日米比較一制度・調査・事前確認を中心に— 第一回総論—」国際税務 vol. 16 No. 11
- KPMG ピートマークウィット LLP 「移転価格税税をめぐる日米比較一制度・調査・事前確認を中心に— 第二回移転価格調査—」国際税務 vol. 16 No. 12
- 黒田東彦「米国における外資系への課税強化」財経詳報 1990.5
- 小林威「移転価格税制の財政学的視点」東洋大学「経済論集」19巻1号 1993.10
- 小林威, 村上睦「文部省科学研究費交付による研究 移転価格税制に関する調査報告書」1995.11
- 片山さつき「本格的に動き出した米国の事前確認制度」国際税務 1991.5
- 五味雄治「最近の移転価格税制の諸問題 米国の事前確認制度等と日本企業への影響」JICPA ジャーナル 1990.11
- ジェフリー・オーエンス「経済のグローバリゼーションと租税政策」租税研究 1994.1
- 政府税調法人課税小委報告1996.11.26
- 「租税法と信義則」別冊ジュリスト No. 120 Dec. 12
- 租税事務局「米国の移転価格最終規則に対する反応について」租税研究 1994.9
- 租研事務局「事前確認（A. P. A）制度の本格思考に当たって— 一手続き, 効果及び留意点等—」租税研究 1995.10
- 租研事務局「米国の事前確認制度利用の特質」租税研究 1995.10
- 租税事務局「米国における事前確認制度— 成功を収めている現状と今後の見通し—」租税研究 1994.6
- 租税事務局「米国の国際課税における当面の課題」租税研究 1994.3
- 富岡幸雄「企業国際化の進展と税務会計研究の役割— インターナショナル・タックス・アカウンティングの展開—」企業会計 1986
- 富岡幸雄「激化する在米日系企業下の徴税強化の動向と米国政府に対する警告— 『移転価格税制』の濫用による国際秩序崩壊の危機—」中央大学商学論集 第34巻第5・6号 1993.7
- 浜中秀一郎「1995年における国際課税問題の展望」国際税務 1995.1
- 八田陽子「米国における最近の移転価格調査の現状と対応策」国際税務 1994.8
- 八田洋子「課税強化の矢面に立つ日経企業— クリントン政権は外資系からに税収増に取り組む—」世界週報 1993.1
- 平石雄一郎「移転価格課税問題の状況— コストシェアリング及び APA について ATI の大会報告—」租税研究 1994.3
- 水見野良三「移転価格税制に関する OECD 新ガイドライン案と米国482条最終規則に対する反応について」租税研究 1994.9
- 藤江昌嗣「移転価格税制における企業行動と今後の課題」税経通信 1995.12
- 藤枝純「日米移転価格税制の考察〔3〕〔7〕」国際商事法務 1991
- 堀田勇夫「国際化と法人税制改革」租税研究 1990.8
- 三菱銀行調査「移転価格税制の概要と最近の動向— 米国クリントン政権の課税強化の動きに合わせて—」1993.7
- マーク・キャンベル, 大河原健「陽の目を見だした APA-U 社における事例紹介」国際税務 1996.7
- 増田正敏「移転価格税制における米国の APA 制度に関する一考察」東京国際大学論集商学部編 1993.3
- 宮武敏夫「国際租税の最近の動向」租税研究 1994.12
- Ms. Regina M. Deanehan「米国における移転価格課税及び事前確認制度について」租税研究 1991.5
- 村上睦「米国における移転価格税制をめぐる論争— 独立企業原則は適用可能か—」経営行動 1993
- 村上睦「移転価格税制」日税研論集 1992
- 山川弘樹「移転価格税制の執行を巡る諸問題」租税研究 1993.8

読売新聞「日米税金摩擦回避の“切り札”『事前確認制度』利用進まず」1955.1.16

リチャード・ホロディク「米国 IRS の調査における交渉と和解」国際税務 1994.8

ロバート・T・コール「米国の事前確認制度（APA）の実務的考察」国際税務 1993.9

“*Announcement 95-49 : Procedures For Securing An Advance Pricing Agreement*” The Tax Executive. SEP 01 1955 V 47 N 5

“*Advance Pricing Agreement Practice Undorthenew Rules*” Cole, Robert T. The journal of taxation ; a national journal of OCT 01 1995 v 83 n 4

“*IRS rulings and regulations on : -Advance Pricing Agreement*” Laffie, Lesli S. The tax adviser. JUL 01 1995 v 26 n 7

工業化段階における開発金融諸制度・諸政策の展開

——日本・韓国・台湾の比較研究——

経済学研究科二回生 Molnar Margit

日本、韓国と台湾の経済発展は欧米型工業化と異なったという共通性をもつと同時に各国・地域ごとの制度的仕組みには相違点が多い。本稿はこういう共通点と相違点を開発金融制度・政策の面から見て分析し、単純に各国・地域の高度成長期を比較するのではなく、各国・地域に共通な工業化段階における諸制度・諸政策を考察することにあてられる。

日韓台の工業化過程における重要な共通点として「上からの成長」が指摘される。英米型工業化と異なって、工業化を引起したのは政府であった。日韓台政府が共に工業化を進めるためには金融制度に対してある程度の支配的な力を持つようになった。金融システムは各国・地域の工業化過程において工業化促進また産業育成の重要な手段となった。日韓台で共に、銀行が貸金を低金利で提供していて、選択された開発重点産業の急速な発展を可能にした。企業が借金を低金利で得たため当然間接金融に頼っていた。これらは、欧米の19世紀初頭、とくに米国の産業発展期にみられた証券市場の発達による資金調達、およびドイツにおける金融資本を中心とした産業のコンツェルン化による発展とは異なる発展の金融メカニズムとして作動したと言える。

日韓台の歴史・政治・経済的背景および比較対象期間の設定が異なっているので開発金融制度・政策はその内容で相違点が多い。日韓台では「上からの成長」が行われたが、政府介入のやり方は異なっていた。明治・大正の日本政府は経済力が強くなくて、選択された民間企業育成のため補助金を提供していた。韓国政府は軍事・経済的な力が強く、経済計画を導入し選択的信用割当による積極的な工業育成政策を行っていた。台湾の経済システムが比較的競争的であったが、大企業が国営で、民間企業に対しては財政刺激が行われた。日本・韓国政府は財閥系列を中心とした産業の発展を促進し、民間企業への指導を行っていた。台湾にも国営・民営大企業が少数ながら存在したが、台湾経済の活力の中心は中小企業であった。

工業化過程における日韓台の金融制度は開発銀行制度および政府主導による証券市場の設立によって特徴づけられている。しかし銀行制度の所有制は国・地域によって異なっていた。つまり、銀行が韓国・台湾の場合において国営で、日本においてはほとんど民間であった。日本の民間銀行はある程度大蔵省の規制を受けたが、基本的に利益を目的として営業していた。韓国の国有銀行は利益を重要な目的とせず、選択された産業に貸出を低金利で提供することを優先していた。台湾の国有銀行も日本民間銀行と同じように、利益を重要な目的としたが、頭取は貸出に対して個人的責任をもっていたため、リスクが小さい短期貸出を行うようになった。にもかかわらず、戦略的な大企業が国営であったため必要な資金は政府から提供された。供給先導型の金融発展を経験した日韓台では証券市場は共に未発達であった。日本政府の金融制度に対する支配力が強くなかったため、工業化過程には韓国・台湾より時間がかかった。

工業化のために大規模な投資が必要であるが、投資に必要な資金の全額は日韓台で共に国内貯蓄だけで提供されえなかった。この生み出されたギャップの大きさは国・地域によって異なっていた。投資・貯蓄ギャップを補填するためには各国・地域の政府が貯蓄を促進しようとする政策

を導入した。日本は国内貯蓄を増加させるため、郵便貯金制度を導入し、租税面で主に地租に依存し、外国貯蓄を増やすため賠償金また海外からの直接資金調達の形を採用したため、外国借金・援助等の必要がなかった。こうした国内と外国貯蓄の組合せまた当時に採られていた金本位制は物価の比較的安定をもたらした。それに対して、韓国・台湾では第二次大戦また朝鮮戦争からの復興に提供されたアメリカ援助は大きなインパクトを与えた。韓国・台湾で行われた土地改革のため、日本のような地租に依存する可能性がなかった。さらに日本政府の要路者が土地をもっていなかったというのは、日本の特徴である。韓国では国内貯蓄不足のため外国貯蓄（援助・借金）は決定的な役割を果たしていた。投資・貯蓄ギャップが長期的に生じた結果激しいインフレを引起こした。台湾工業化過程の初期は、貯蓄不足のため外国援助が必要であったが、工業化過程全体において私金融を大きなウエイトとして抱え込んだ貯蓄超過が生じた。

金利面では日本・韓国・台湾の重要は共通点は低金利政策である。日本の工業化過程において、横浜正金銀行、興業銀行、勸業銀行等の特殊金融機関は低金利で貸出を行っていたが、預金・貸出金利は比較的自由であった。なぜならば、金融機関の大部が民間で、その中に日本銀行も株式会社であったため、第二次大戦後にみられたような大蔵省の規制は強くなかったと言える。それに対して、韓国朴大統領が金融制度を国有化して中央銀行を大蔵省に直属させたため政府は預金・貸金金利を規制するようになった。台湾政府は、1950年代のインフレ対策として採用された高金利策を除いて、工業化過程においては、一貫して低金利政策を採っていた。銀行が貸金を低金利で提供したが、貸出条件が非常に厳しかったためそれを満足できなかった企業は非組織金融市場で借金をする他ならなかった。

日韓台の工業化過程におけるインフレの激しさは随分異なっていた。日本工業化過程の全体をみると、物価上昇率は年平均2%であって、韓国のそれは15.3%に達した。台湾はインフレ無し
の工業化を実現した。

本稿では日本・韓国・台湾の工業化過程における政府主導による金融開発過程と、それらの共通点・相違点を検討した。日本・韓国・台湾が達したような急速な工業化を実施するには政府主導による強力な組織化・制度化が不可欠である。歴史・政治・経済背景が異なっているので他の途上国が模倣するのは難しいが、それらの経験から学ぶことはできるだろう。

参 考 文 献 [和文]

- 朝倉孝吉 1978「日本金融通史Ⅰ・Ⅱ」日本経済評論社
 石川滋 1990「開発経済学の基本問題」東京岩場書店
 伊東和久編 1983「発展途上国の産業開発金融」アジア経済研究所
 岡庭博 1959「日本海運金融発達史」
 小野進 1994「日本の金融システム—メイン・バンク制と企業との関係」[立命館経済学] 1994年6月
 片岡豊・寺西重郎 1996「産業金融と金融政策」西川俊作・尾高幸之助・斎藤修編「日本経済の200年」
 日本評論社
 神沢正典 1995「社会経済と開発金融」ミネルヴァ書房
 韓福相 1995「韓国の経済成長と工業化分析」関東学院大学
 後藤新一 1991「金融制度の改革と展望」時潮社
 新保博 1995「近代日本経済史」創文社
 鈴木淑夫 1996「金融政策の効果—銀行行動の理論と計測」東洋経済新報社

- 1974「現代日本金融論」東洋経済新報社
- 隅谷三喜男 1994「アジアの問い掛けと日本」埼玉聖学院大学
- 隅谷三喜男・劉進慶・塗照彦 1992「台湾の経済・典型 NIES の光と影」東京大学出版会
- 「政府金融の役割と効果」1984 社団法人財政研究所
- 竹内半寿 1960「我国公社債制度の沿革」酒井書店
- 竹澤正武 1968「日本金融百年史」東洋経済新報社
- 中央大学経済研究所 1981「アジアの経済成長と構造変動」中央大学出版部
- 寺西重郎 1991「工業化と金融システム」東洋経済新報社
- 1982「日本の経済発展と金融」岩波書店
- 寺部鉄治 1953「銀行発達史」森野書房
- 樋口進 1980「アジア開発戦略の基本方向」アジア経済研究所
- 野口祐 1968「日本の都市銀行」青木書店
- 野田正穂 1980「日本証券市場設立史」有斐閣
- 原田三喜雄 1972「日本の近代化と経済政策—明治工業化政策研究」東洋経済新報社
- バトリック, H. T. 1973「日本1868-1914年」キャメロン, R. 編「産業革命と銀行業」日本評論社
- 松井謙 1977「第三世界の開発と金融」東京新評論
- 水野順子 1983「韓国における造船業の急速な発展」「アジア経済」1983年12月
- 山田三郎 1971「韓国工業化の課題」アジア経済研究所
- 山澤逸平・篠原三代平・新村保子・山下道子 1988「日韓経済発展比較論」総合研究開発機構
- 山本義彦 1989「戦間期日本資本主義と経済政策」柏書房
- 吉海正憲 1985「日本の産業技術政策—国際競争力と技術革新の研究」東洋経済新報社
- 李康済 1988「韓国金融発展論」大明出版社

中国語文献

- 金弘汎 1990「亞洲四小堀起的奧秘」北京：中国財政經濟出版社
- 台湾銀行經濟研究室 1969 台湾之新興産業

References (English)

- Amsden, A. H. 1989. Asian's Next Giant, Oxford University Press
- Bird, G. 1989. Commercial Bank Lending and Third-World Debt. London : Macmillan
- Chan, S. and Clark, C. 1992. Flexibility, Foresight and Fortuna in Taiwan's Development. London : Routledge
- Cheng, H. S. 1986. Financial Policy and Reform in Pacific Basin Countries. Lexington
- Chung, J. I. 1965. The Role of Government in the Generation of Saving : The Japanese Experience 1868-1893. Columbia University Press
- Crane, D. 1981. Beyond the Monetarists : Post Keynesian Alternatives to Rampant Inflation, Low Growth and High Unemployment. Canadian Institute for Economic Policy, Toronto : James Lorimer & Co
- Epstein, G., Graham, J., Nembhard, J. 1993. Creating a New World Economy. Forces of Change. Plans for Action. Philadelphia : Temple University Press
- Goldsmith, R. W. 1983. The Financial Development of Japan, 1868-1977. New Haven : Yale University Press
- Hicks, U. K. 1965. Development Finance : Planning and Control. Oxford : Clarendon Press
- Kirkpatrick, C. H., Lee, N. and Nixson, F. I. 1984. Industrial Structure and Policy in Less Developed Countries. London : George Allen & Unwin

- Kwon, J. K. 1990. *Korean Economic Development*. Westport : Greenwood
- Lau, L. J. 1986. *Models of Development. A Comparative Study of Economic Growth in South Korea and Taiwan*. San Francisco : ICS Press
- Lee, C. H., Yamazawa, I. 1990. *The Economic Development of Japan and Korea. A Parallel with Lessons*. New York : Praeger
- Lee, S. Y. 1990. *Money and Finance in the Economic Development of Taiwan*. London : Macmillan
- Li, K. T. 1988. *The Evolution of Policy Behind Taiwan's Development Success*. New Haven : Yale University Press
- Lim, B. O. 1991. *Economic Development : Patterns, Inflation and Distributions*. New York, London : Garland Publishing Inc.
- McKinnon, R. I. 1991. *The Order of Economic Liberalization. Financial Control in the Transition to a Market Economy*. Baltimore : The John Hopkins University Press
- Meier, G. M. 1986. *Financing Asian Development : Performance and Prospects*. University Press of America
- Park, J. Y. 1982. *Monetary Policy and Economic Development in Korea*. Tokyo : Institute of Developing Economies
- Patrick, H. T. and Park, Y. C. *The Financial Development of Japan, Korea and Taiwan*. New York : Oxford University Press
- Reisen, H. 1994. *Debt, Deficits and Exchange Rates. Essays on Financial Interdependence and Development*. Hants : Edward Elgar
- Ross, A. C. 1991. *Economic Stabilization for Developing Countries*. Hants : Edward Elgar
- Rostow, W. W. 1956. *The Take-Off into Self-Sustained Growth*. *The Economic Journal*, March 1956 pp. 25-46
- Stuart, R. 1995. *Investment Finance in Economic Development*. London : Routledge
- Sutcliffe, R. B. 1971. *Industry and Underdevelopment*. Addison-Wesley
- Suzuki, Y. 1987. *The Japanese Financial System*. Oxford : Clarendon
- Thirlwall, A. P. 1995. *The Economics of Growth and Development*. Hants : Edward Elgar
- Tsutsui, W. M. 1988. *Banking Policy in Japan-American efforts at reform during the occupation*. New York : Routledge
- Wade, R. 1990. *Governing the Market*. Princeton : Princeton University Press
- White, G. 1988. *Developmental States in East Asia*. New York : St. Martin's Press
- The World Bank. 1993. *The East Asian Miracle : Economic Growth and Public Policy*. Oxford
- Yoshihara, K. 1994. *Japanese Economic Development*. Kuala Lumpur : Oxford University Press
- Zank, N. S., Mathieson, J. A., Nieder, F. T., Vickland, K. D. and Ivey, R. J. 1991. *Reforming Financial Systems : Policy Change and Privatization*. Westport : Greenwood